

令和2年度第1回沖縄県障害者施策推進協議会議事録

○日時：令和2年9月8日（火）14：00～16：00

○場所：沖縄県庁6階第2特別会議室

○参加者：（委員）島袋貞夫、岩永恵、金城彩花、高良正樹、仲本潔、田中寛、
岡野真由美、島村聡、平良淳、新さとみ、大山徹
（事務局）宮里障害福祉課長、與儀計画推進班長、名嘉事業指導支援班長、
小渡地域生活支援班長、新里、冨保、川田、島袋、佐喜眞、
具志堅、平田

司会

それでは、委嘱状交付式に引き続き、協議会を開催したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます県障害福祉課計画推進班長の與儀と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、事前に皆様に送付させていただきました本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

まず、配付資料一覧をご覧ください。1枚紙の会次第、委員名簿のほか、資料1、資料2がそれぞれホチキス綴じとなっています。参考資料は参考1から参考6までがまとめてホチキス綴じとなっています。このほか、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案と第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の冊子がお手元にあるかと思えます。よろしいでしょうか。

では、お配りしている会次第に基づいて、本日、会議を進めさせていただきます。

まず、各委員に、ご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部委員についてweb形式で参加していただいております。

複数の方が同時に、又は早口でお話しされますと、webで参加されている委員が聞き取れない恐れがありますので、どうぞご配慮のうえお願いいたします。

また、webで参加されている委員におかれましては、雑音が入らないよう会議の進行中、発言者以外はミュートにしておきますようお願いいたします。

会場にいらっしゃる委員におかれましては、発言される場合に、お席の間においてあります、マイクを使って発言していただきますようお願いいたします。

それでは、これからの進行については、田中会長をお願いしたいと思います。

田中会長

皆様、こんにちは。少しいつもと違う形の会議になりますが、本日も議事運営について、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。

まず、始めに委員の出席を確認いたします。事務局にて確認をお願いします。

事務局

県障害福祉課計画推進班の具志堅と申します。

委員の出席を確認いたしましたところ、委員定数 15 名中、会場にいらっしゃる委員 3 名、Web で参加されている委員 9 名で合計 12 名が出席しておりますので、条例第 7 条第 2 項に規定する定足数を満たしております。

田中会長

ただ今、事務局から報告がありましたように、定足数を満たしており、本協議会は成立しております。

続いて、会議の公開について確認いたします。

事務局より、会議の公開に関する説明を行ってください。

事務局

お手元の資料、「参考 1 沖縄県障害者施策推進協議会の公開について」をご覧ください。本資料のとおり協議会の公開の方針を定めております。

本協議会は、非公開とするケースに該当する場合を除き、原則として公開すること、公開の方法としては、傍聴を希望する方に傍聴を認めることにより行うこと、あらかじめ定める定員の範囲内で、傍聴を認めること、などが定められております。

公開の可否については当課で決定を行うこととされており、今回の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から傍聴者の入室をご遠慮させていただいております。

なお、会議の内容につきましては、会議後に議事録を作成の上、県のホームページ上で公開することとしております。

事務局からの説明は以上です。

田中会長

今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のために傍聴者は遠慮していただいているということ、それから会議の内容については、議事録を県のホームページに掲載するということですね。

事務局からの説明は以上となります。

それでは議事に入って参ります。

議題①から議題②については、始めに事務局から説明を行いまして、最後に、質疑応答の時間を設けております。

それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、私の方から議題①「第5期沖縄県障害福祉計画・第1期沖縄県障害児福祉計画の進捗報告」のご説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

資料1をご覧ください。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗について、ご報告いたします。

1. 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築の成果目標として、

- ① 「保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置」を令和2年度末までに、県全体で1か所、圏域単位では5圏域で協議の場を設置することを目標としておりますが、令和元年度実績で県全体1か所、圏域単位で2か所の設置となっております、設置目標に対し達成率は40%となっており、進捗としましては目標達成に向け推進中となっております。
- ② 「精神病床における一年以上長期入院患者数の減少」は、令和2年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数の目標値1,373人に対し実績値1,206人、65歳以上の一年以上長期入院患者数の目標値1,679人に対し実績値1,526人となっており、いずれも現時点で目標を達成しています。
- ③ 「入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇」は、目標値が3か月時点69%、6か月時点85%、1年時点92%に対し、実績値が3か月時点65%、6か月時点83%、1年時点92%となっております。現時点で3ヶ月と6ヶ月時点では未達、1年時点で達成の状況となっております。

県の取組としましては、子ども生活福祉部で「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施しており、精神障害者支援における障害特性と支援技法を学ぶ研修等の実施、地域移行・地域定着支援協議会による各圏域での取組について情報共有等を行っております。

また、この指標は、保健医療部で策定している医療計画にも定めがある事項となっております。保健医療部では精神疾患や精神障害への理解、相談窓口の周知を図る等個別施策を行っており、このことで精神障害者の方の外来患者の増加を図り、また、そのことで予防や早期治療などにつなげることで、退院率の上昇に取り組んでいるということです。

※ ②と③の実績値についてですが、下の備考欄にも記載してございますが、こちらはNDB（ナショナルデータベース）と呼ばれるものと630調査と呼ばれている国の調査を基に精神保健福祉資料で把握する項目でありまして、現在公表されている直近値、一番新しい数字として、②については平成30年度の数値を、③については平成29年度の数値を実績値として表示しております。

- ④ 「地域生活移行者の増加」について、平成28年度末時点の施設入所者の9%、人

数にして 208 人が地域生活へ移行することを目標としており、平成 29 年度から令和元年度末までの実績についてですが、大変失礼いたしました、事前に配布している資料に誤りがありましたので、この場で正しい数字に修正をお願いします。地域生活へ移行する者の数は 79 人が正しい実績値でございます。79 人が地域生活へ移行しており、移行者の割合は正しくは 3.0%となります、申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。目標値に対しては、現地点では、未達の状況であります。

- ⑤ 「施設入所者数の削減」は、平成 28 年度末時点の入所者数から 2%、46 人の施設入所者数の削減見込みを設定しております。令和元年度実績では施設入所から地域生活への移行する者の数、37 人、1.6%の削減となっており、進捗としましては順調となっており、令和 2 年度の目標値 2%の削減に対して達成の見込みとなっております。

(Web を介して音声聞こえづらいとの意見があり、マイク等調整)

2. 障害者が働き続けることができる環境の整備の成果目標として、

- ① 「一般就労移行者数の増加」について、令和 2 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成 28 年度の約 1.2 倍、297 人を目標値としております。令和元年度の実績は集計中であり、9 月 3 日時点での速報値は 252 人となっております。

※ この「一般就労移行者数の増加」については、活動指標を設定しております、

ア 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数、見込数 297 人に対し、実績値が速報値で 252 人

イ 障害者に対する職業訓練の受講者数、見込数 124 人に対し、実績値が 224 人

ウ 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数、見込数 275 人に対し、実績値が 219 人

エ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数、見込数 55 人に対し、実績値が 72 人

オ 公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者の数、見込数 205 人に対し、実績値が 174 人となっております。

- ② 「就労移行支援事業所の利用者数の増加」については、目標値が平成 28 年度末における利用者数の 1.34 倍、881 人としており、令和元年度実績が 435 となっており、進捗としましては、未達となっております。

- ③ 「就労移行支援事業所の就労移行率の向上」については、目標値を令和 2 年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上となる事業所数を全体の 3 分の 1 (33%)、33 事業所と設定しており、令和元年度実績は集計中であり、9 月 3 日時点での速報値は 15 となっております。

- ④ 「一般就労移行者の職場定着率の向上」について、令和2年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の目標を8割以上と設定しております。令和元年度実績は集計中であり、9月3日時点での速報値は73.8%となっています。

次に2ページ、「3. 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築」の成果目標として、

- ① 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、県では、平成30年度末までに、県全体で1か所、各圏域単位で5か所、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標としております。令和元年度の実績としましては、県単位で1か所、各圏域単位で3か所が設置済みとなっており、進捗としましては目標達成に向け推進中となっております。

※ この「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」については、活動指標を設定しております、

ア 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数、見込数14人に対し、実績値が8人

イ 発達障害者支援地域協議会の開催回数、見込数1回に対し、実績値が1回

ウ 発達障害者支援センターによる相談支援件数、見込数801件に対し、実績値が441件

エ 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数、見込数17件に対し、実績値が10件

オ 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数、見込数268件に対し、実績値が601件

カ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発回数、見込数210件に対し、実績値が459件となっております。

次のページ以降は、活動指標として、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の令和元年度までの実績を掲載しております。

障害福祉サービス等の実績につきましては、見込数に達していない部分はあるものの、障害者数の増加や制度の周知等が図られたため、全体的に毎年増えております。

また、障害福祉関係予算額につきましても、毎年増えており、今後もサービス利用者数は、増えるものと考えられます。

次期計画の見込については、より実体に沿うよう市町村に対してヒアリング等を通して見込の方法等調整して参りたいと思います。

第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の進捗報告は以上でございます。

続きまして、議題2「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について」ご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。障害福祉計画及び障害児福祉計画は国が示す基本指針に即して作成することとされており、ここでは国の基本指針の概要を記載しております。

ご存じのように、県の障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期沖縄県障害福祉計画・第2期沖縄県障害児福祉計画を新たに作成する必要があります。

障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして作成できるとされております。

国の基本指針も障害福祉計画部分と障害児福祉計画部分が一体となっており、本県の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画も1冊の冊子の中に、両方の計画の内容を記載しております、次期計画も同じく一体として策定することを予定しております。

まず、「1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に定めるべき内容」をご説明いたします。

現行の障害福祉計画には様々な事項が記載されておりますが、国の基本指針においては、記載の必要性を3段階で定めております。

(1)が必須事項、計画に定めなければならない事項として、ア 成果目標、イ 活動指標、ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項の3点が定められてございます。この3点のうち、成果指標と活動指標については後ほど詳しくご説明いたします。

(2)が努力義務事項、計画に定めるよう努めなければならない事項として、障害福祉サービス等の見込量確保のための方策に関する事項、障害福祉サービス等に従事する者の確保や資質の向上のために講ずる事項等の3点が定められております。

(3)で推奨事項、計画に盛り込むことが望ましい事項として、計画の法令上の根拠、趣旨、基本的理念や圏域の設定等、5点が定められております。

続きまして、2ページ目の「2 第6期障害福祉計画及び第2期障害福祉計画に係る成果目標等」で、成果目標について詳しくご説明して参ります。

(1)の成果目標は、基本的に計画期間の最終年度である令和5年度での目標になります。下線を引いてある項目は、今回新たに設けられた、又は内容が変更となった項目です。

「ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行」は従来からの項目です。①の地域生活への移行者数は、第5期計画では9パーセントでしたが今回6パーセントに、②の施設入所者の削減は、第5期計画では2パーセントでしたが今回1.6パーセントに、それぞれ改正されて

おります。

続きまして、「イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、従来の「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況」という項目が、「精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」に変更となっております。これは国の説明では地域の中でもろもろ支える支援サービスの基盤が整うことによって、退院後、地域で暮らせる日数より長くなるだろうということで、指標に目標を追加しているとのことでした。

今回変更された①のみで、②は従来からある長期入院患者数の削減に関する項目です。具体的な削減数は、精神病治療薬の普及状況や認知症に係る医療体制の高度化等を勘案して厚労省が示す数式により算出することとされております。

③についても従来からある早期退院率の項目です、第6期計画では入院後3ヶ月時点、69パーセント以上、6ヶ月時点が86パーセント、1年時点、92パーセント以上とすることを基本とされています。

次に3ページの「ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の整備」は従来の「地域生活支援拠点等の整備」から変更された項目でございます。第5期計画におきましても、各市町村、あるいは各圏域での展開を目指して、現に取り組みを進めているところでございますけれども、第6期計画期間におきましても、各市町村、各圏域で1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実といったことにも、さらに取り組みが必要があること、年に1回以上、その地域生活支援拠点が、どのような状況になっているのかということを検証し、検討してもらうことを組み合わせた指標になっております。国の説明によるとちゃんと拠点等が確保できているかということと、その機能を検証するような取り組みをしているかどうかということを組み合わせた指標になっているとのことでした。

県の計画においては、各市町村の地域生活支援拠点の整備状況や運用状況の検証及び検討回数を取りまとめるなどして、掲載することを予定しております。

続きまして、「エ 福祉施設から一般就労への移行等」は、従来からある項目でございますが、中身が大きく変更されております。

①の福祉施設利用者の一般就労への移行は、第5期計画では1.5倍以上とされていましたが今回は1.27倍以上に、②から④は福祉施設利用者の一般就労への移行のうち、②は就労移行支援事業については、令和元年度実績の1.3倍以上、③は就労継続支援A型事業については、令和元年度実績の1.26倍以上、④は就労継続支援B型事業については、令和元年度実績の1.23倍以上を目指すこととされています。

⑤の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合とされています。）については令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本となっております。

⑥では就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとされています。

次に「オ 障害児支援の提供体制の整備等」は、障害児福祉計画に対応する部分で、前期計画から新たに設けられた箇所となります。

①の児童発達支援センターとは、児童発達支援や保育所等訪問支援、障害児相談支援など、1箇所で障害児に係る様々なサービスを提供する拠点のことで、これを各市町村に設置することを基本としております。ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、1つのセンターが複数市町村をカバーする形で、圏域での設置で差し支えないとされております。

②の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築は、①で設置した児童発達支援センターが実施する等により、全ての市町村において、保育所等訪問支援が利用できる体制を構築することを目指すものです。

③は新しく追加された指標になっております令和5年度末までに、県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することとなっております。

④の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、各市町村に一箇所以上サービス事業所を確保することを目指すものです。ただし、市町村単独での確保が困難な場合には、1つの事業所が複数の市町村をカバーする形で、圏域での確保で差し支えないとされています。

以上の①②及び④は、市町村が主体となって計画を定める項目となります。県の計画においては、さきほどの地域生活支援拠点の項目と同様に、市町村の計画をとりまとめるなどして、掲載することを予定しております。

⑤の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置と⑥の医療的ケア児等に関するコーディネーター配置は、県全域、圏域ごと、市町村単位、それぞれで設置及び配置することとされております。圏域や県全体での協議の場設置、コーディネーター配置については県の成果目標、市町村単位での協議の場設置、コーディネーター配置については市町村の成果目標となります。

次に「カ 相談支援体制の充実・強化等」と「キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の2項目は新たに追加された項目となっております。

まず、「カ 相談支援体制の充実・強化等」の① 総合的・専門的な相談支援の実施、こちらは令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施することを基本とするとされています。

② 地域の相談支援体制の強化を実施、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、地域の相談支援体制の強化を実施することを基本とする。となっております。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うこと

を検討することとなっております。

こちら指標の方に書かれていることについては、国の社会保障審議会障害者部会の方でも議論されたようで、その議論の中で相談支援事業所の数自体はそれなりに普及してきている、そして、基幹相談支援センターについても展開を図っているところで、やはり相談支援について、より総合的・専門的な相談に応じられる体制を整備していく。それでもって、地域の相談支援体制を強化していく取り組みについて成果目標なり、活動指標の中にも何がしか関係の項目を立ててはどうかということで意見があったと、そうした意見を踏まえて国の方で、成果目標として、市町村または圏域で見たときに、相談支援体制の充実強化に向けて、何がしかの取り組みを行政が音頭を取ってやっていること、こういった体制をつくっていくことを目標として掲げているとのこと。その中身については、ページが飛びまして、5ページのケ①～⑤の活動指標の中にございますように、種別、あるいは各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。

地域の相談支援事業者に対して、訪問などによって専門的な相談に応じるための技術的な指導事業を行う。

そういった人材の質を上げるための人材育成のための支援、例えば研修とかかもしれませんが、そういったことをやっていく。

相談機関間の連携を強化し、経験則の共有をして、より専門性を高めていくとか、相談についての引き出しを多くしていく。

こういったものなどを考えているとのことでした。

続きまして、ページ戻りまして「キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」① 令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築についてですが、こちらは現行の計画、第5期福祉計画の中で、第三者評価とか情報公開などを通じて、各事業者においても取り組んでいただいているところがございますけれども、県と市町村においても、質に関係する取り組みのために体制を構築することを考えて追加してあるとのこと。

まず、サービスの中身について勉強するとか、そういったことがあると、それぞれ行政の職員においても、サービスに係る研修などについて、どのぐらい参加してもらうとか、あるいは審査結果を活用して事業所にフィードバックする。例えば、この審査のフィードバックについて、毎月なのか、ある程度固まって何月に1回とかやればいいのかとか、そういったあたりなどについては、国の方から通知などで示されるということですが、こういった活動指標などを組み合わせて指標に入れているとのこと。

続いて、(2) 活動指標についてご説明いたします。

「ア 福祉施設から一般就労への移行等」は、主体が福祉部局ではなく、労働関係の別機関の活動等に関する事項でございます。

例えば②の障害者に対する職業訓練の受講者数は県の労働政策課、④の福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数はナカポツセンター、③、⑤は沖縄労働局職業対策課などが、それぞれ活動主体となっております。

こちらはそれぞれの主体と十分調整しながら、見込みを設定して参ります。

次にイ～カは様々なサービス名が列挙されておりますが、こちらは、計画期間中の各年度の利用者数や利用量など、それぞれのサービス見込み量を活動指標として定めることとされております。

こちらは各市町村からの見込み量を積み上げ、県全体の見込みとしていく予定でございます。

「キ 発達障害者等に対する支援」は、前回の計画から設けられた活動指標です。①～④までは、前回と同様の内容となっておりますが、⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、⑥ペアレントメンターの人数、⑦ピアサポートの活動への参加人数が新たな活動指標として定めることとされております。

次に「ク 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、次のページの「ケ 相談支援体制の充実・強化のための取組」、「コ 福祉サービスの質を向上させるための取組」の3項目が新設された項目になりますが、先ほど成果指標でご説明した内容と同様のものになりますので、説明を省略させていただきます。

最後になりますが、今回の計画策定スケジュールについてご説明いたします。資料6 ページをご覧ください。

本日9月8日時点では、お示ししたスケジュール案どおり進んでおりまして、市町村や関係機関に対する調査依頼ととりまとめ作業までおおむね終えております。市町村ヒアリングについては、こちらに記載されている時期より前倒しで実施できればと考えておりますが、現在、コロナの関係もありまして、webでの実施を進めているところですが、市町村によってはweb対応ができないところもありまして、そちらについては、来庁してもらうか、こちらから訪問して実施することを予定しております。その辺りでスケジュール修正の可能性のあることをあらかじめご報告いたします。

また、ヒアリングを踏まえ、市町村からいただいた調査票の数字を積み上げて、次回の協議会で次期計画に係る目標等の速報値をお示ししたいと考えております。

その後は素案の策定をして、パブリックコメントを経て、確定値や計画書の本文を示した形で第3回協議会にお諮りし、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

議題②のご説明は以上です。

議題とは関係ありませんが、補足でご説明いたします。

事前にお配りしている資料で「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案」というものをお配りさせていただいているところですが、本資料そのものが、素案ということ

ではなく、前回の計画をそのまま記載しておりまして、体系として次期計画もこのような計画策定の形をお示ししているところです。中身については、これから議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

田中会長

ここまでの事務局の説明に関してご意見・ご質問がありましたら挙手をさせていただきたいと思っております。私の方で、指名をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

島村委員

口火を切る形で、よろしくお願いいたします。ご説明ありがとうございます。

この中で確認ですが、最初に示していただいた資料の現在の目標達成率です。

その中でやはりかなり率が低いものがどうしてもでてくるのだと思うのですが、まず一つが資料1の1. ①の「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」の各圏域ごとの部分で5か所の目標に対して2か所となっておりますが、ここについては理由というか、それがなぜだったのか確認したいという点の一つと、もう一点は地域移行の話がでてきます。地域移行の部分は1. ④にありまして達成率が44%程度、先ほど事務局の説明で修正があったところで38.0%程度に修正があったところで、要は地域移行がなかなか難しくなってきたというか、長期の入院者が残ってきているのではないかと、私は察していて、その人たちが地域に戻るのが難しいというのが当然あるかなと思っておりますが、その辺りについての県の見解というのをお聞かせ願えればと思っております。

3つめですけど、就労の関係で就労移行に関して、こちらの達成率も40%台となっているものがあるわけですが、例えば就労移行支援事業所利用者数などがそうですけど、この辺りの低さについての県の見解、なぜなのかということについて教えてもらいたいと思っております。

まずはそこからお願いします。

事務局

地域生活支援班長の小渡です。よろしくお願いいたします。

今、委員からご質問のありました、資料1の1. ①の「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」の各圏域ごとの協議の場が2ということですが、こちらは精神の協議の場ということで5圏域とも自立支援協議会の中の地域移行部会等を活用して、こちらの協議の場として話し合いをして協議の場にしていこうという調整をしている段階の圏域が3か所あるということで、昨年度の協議の場の設置としては2か所ということになっております。

事務局

事業班の名嘉です。よろしくお願いします。

委員の方から話がありました2点の内のひとつ1. ④地域生活へ移行する者の割合のところの現時点の考えとしてお伝えしたいことがありまして、実際に施設の方から地域の方での生活を始めるのだと、そういう方たちがダイレクトにそういう道をたどって地域の生活を始めるという割合については、委員がおっしゃっていたように地域ではなくて医療機関の方をお願いする形でそれが長引く傾向があるとか、そういった流れもあるかと思えます。これについては今後、手法等を考えた上で研究していきたいと考えているところです。

ついで、2. ②ところですが、就労移行支援事業所利用者数の件ですが、今現在お示ししている内容というのは、あくまでも速報値として載せているものではありません。今後、さらに精査して数字を固めてきたいと考えている中ではあるのですが、ただ事実として一つ言えることは就労移行支援の事業所の数とそれから利用定員の数というのが、基準値の平成28年度末と比較したら減少しているということは確かにあります。

今、手元の数字になりますが、事業数で言えば平成28年度末が102事業所だったものが、直近の令和元年度末では80事業所に減少している、それが利用定員に関して言えば平成28年度末が1,113名、それが基準年の定員でした、それが令和元年度末においては795名、定員そのものが減っている状況がありまして、それが今後さらに精査する上でどういう形で、おそらく今の数字より若干上昇するとは思いますが、ですけれども現実そういった状況もある中で、私たちとしても評価していきたいと考えているところです。

今の時点では以上です。

島村委員

はい、ありがとうございます。

実は私の意見ですけれど、これはあくまで意見なので、次の計画を策定されるときに、ぜひ参考にしていただければと思うのですが、まず、医ケアの協議の話、これ特に医ケアと言ったのは精神のことよりも、重度の心身障害児者のことを指していますけど、そういった人達の議論の内容ですね。実は拠点となっていくような短期入所の受け入れをできるような重心の受け入れ施設というのが大きいところがあるのですが、そこでの短期入所の受け入れがあまり進んでいないです。ベッド数は空きベッド方式を採っているから、あるのだけれど実績が全然上がってこないということがあって、その理由を尋ねると、普段から接していない重心の子を受け入れることが非常に怖いという話がでていて、日中一時支援とかそういった形での普段からのお付き合いみたいなものがない中では緊急的に受け入れができないという話です。これは非常に重要な論点だと思っていて、圏域ごとの大きな施設を入れた集まりがなく具体的な議論が進んでいないところもあるのかなと思います。

それから市町村の場合の医ケアの議論をするときには、必ずこれは第6期の目標になりますけど、地域生活支援拠点と併せた議論をしないといけないと思います。地域生活支援拠

点の議論をするということと併せてその中で必ず医ケアの子どもたちの受け入れを入れていくという、そういう目標の立て方をされた方が良いのかなというのを考えています。

2番目にあった地域移行の話ですけど、やはり長期化している人達、なかなか移行が難しい人っています。相談支援事業、特に一般相談支援事業の運営、それと自立生活援助、これは今100~200ぐらいの実績しか県内では上がっていないと思うのですが、この自立生活援助とさらにグループホームとの一体的な運営というモデルが県内では確立されていないということがあるのかなと思います。この辺がもう少しきちんと議論されていくと地域移行にももう少し芽出しがしやすいのかなというのが意見です。

最後に就労移行についてですが、名嘉班長が今80事業所に減ったという事業所の話をされていましたが、これは必然じゃないかなと思っています。というのは今実際に就労移行を使いたいと思っている人の数と実際に受け皿となっている数がミスマッチを起こしているという状況があって、私に関係している就労移行支援事業所でも、お客さんが来ないという状態が今後も続くだろうという見通しです。つまり数が多すぎるということなのですが、ですから数値目標の中に就労移行支援事業所の受け入れ人数とか事業所の数といったものを上げる必要はないのかなと思っていて、それよりは質的な問題を書いていた方がいいのではないかと、どれだけ豊富な数の実習先とか懐の深い実習先というものを持っているのかということを示すべきではないかという風に思っています。そのために何をするかという県としては情報公開が私は一番重要だと思っています。どの移行支援事業所がどれだけの実績を出しているのかとかどういった方法で移行させている、どういった事業所と組んでやっているというようなことが、残念ながら利用者から見えにくい状況で、選べないと思っています。ですから切磋琢磨も生まれえないという状況、この辺を少し施策として第6期あたりで考えてもらってはいいのかなと思いました。

以上です。

田中会長

私の方から少しいいですか。先ほど島村先生がおっしゃった就労移行の問題なのですが、事業所の数が減っていると、私はB型の事業所をやっているんですけど、ここにも移行の方たちから移行の方にいらっしゃる方いませんかと、我々の方で就職斡旋しますよというお話をいただいたりもするのですが、支援学校の保護者の方たちに色々話を聞いても、とにかく就労移行にお願いすれば就職できるのかと、そのような方もいらっしゃるんですね、ご自分のお子さんがどの程度の障害の程度かということを具体的に説明して、とにかく移行にお願いしたいというようなことでやってる方もいらっしゃる。そうすると来られた移行の方が実際に就職あるいは定着支援ということを考えられて、どうしても就職斡旋することが厳しい、そのようなことでどんどん事業所が減っているのかなという風に思ったりするんですね。ですから県の方で、そういう移行事業所に対する指導なりあるいは支援なりそう

いったところをどの程度こう検討されているのか、教えていただきたい。

事務局

事業班の名嘉です。今、ご質問のありました内容につきましては、まず今就労移行の方が以前から事業所数が減っていているという流れと、それから島村委員から話があったように社会情勢のニーズのマッチの具合、それも含めてですが、一度県とすれば現時点では100を切っている事業所数ではありますが、それぞれの事業所の方に個別の調査、そういったものを踏まえて、それぞれの就労移行の事業所がどのような事業展開しているのか、それから定着数に関しても当然ですが、就労移行の事業所のそれぞれの戦略というか、そういったものを調査の中であぶり出して、その事実について場合によっては公表させていただく中で、公表に持って行って利用者等の選択の幅を広げるとそういう手法もあるかと考えております。それについては、また内部の方で検討した上で展開できればと考えているところです。

以上です。

田中会長

名嘉班長続けてですけど、例えば、このコロナ渦の中で雇い止めとかあるいは離職、どうしても体力的に弱い方の離職とかいう問題もこれからたくさん出てくると思いますので、その辺のご支援もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

島村委員

コロナの話はどうするかという議論は必要かと思ひます。ただ、施策目標という数値目標の中に入れておくのは難しそうな感じがしましたので、今日はメインの議論にはしないでおこうかなと思ひていました。いずれは施策の中には入れていかざるを得ないのかなと思ひていて、それを前提にした形で議論をしておいてほしいというか、次の第2回目を開くときに何らかの策を入れておくということは重要かもしれないということは一つあります。

提案があつて今回示された指標を見ていく中で先ほど言つた医ケアの関係で保健、福祉、医療関係者が集まる協議の場というのが県で1か所というのがもう達成されていて、それが後退してしまうということは多分ないので、達成率100%になったものをどうするのか、そのまま指標としておいておくのかということが一つ必要な議論かと。もしもう出来ていて、次、指標として設定する必要がなければ、新たな指標というものを、そこに入れていくということをした方がいいのかなと思ひています。

具体的提案が2つあります。一つは先ほど言つた協議の場というのは、外してもよければ、次6期のときには市町村ごとの基幹相談支援センターを作つていかなければいけないと思ひるので、その基幹相談の設置推進をもっと積極的に図るような形を指標に入れる、あるいは先ほどの地域生活支援拠点も併せてですが、そういったことも考えていいのかなというの

が一つです。

もう一点、実は先ほど事務局説明の中にもあったのですが、成果目標というものを見ていくと、障害福祉サービスの質の向上の話がありますが、それをどうやって実現するのかなというところがとても私は関心があります。実は袖ヶ浦の福祉センターの事件、皆さんも知っていると思います。千葉の虐待死の事件ですよね、それから神出病院と言って神戸市の精神医療機関です。さまたしい虐待をしていた、今裁判になっていますけど、そういった虐待や差別とかいったものがあって、その施設とか病院での権利擁護をどうやって図るのかということです。これは重要な課題かと思っています。

私が行っているおきなわふくしオンブズマンという活動があるのですが、ここで毎月1施設訪問させていただいて利用者の声を聞いているのですが、それによって本当に虐待というものがかなりなくなるというか、やはり利用者の声が伝わるということが施設職員にとって大きな刺激になるということですね。そういった形というものを沖縄ではもっともっとやっていっていいんじゃないかなと、まだ私のところで10施設しか行けていないのですが、残った施設数が圧倒的に多いわけで、そういったところでこういった活動を推進していくだけで、大きな行政負担を掛けなくても、虐待の防止と施設職員のモチベーションアップに繋がるものだと思います。ぜひ検討してもいいのではないかなと思っています。これに限らず権利擁護の仕組みを入れていくという指標化していくということは、ぜひ考えていくべきではないかなと思っています。

以上です。

田中会長

はい、ありがとうございます。今、島村委員がおっしゃったのは資料2の4ページの一番上にある「キ」のところですね福祉サービスの質を向上させるというところなのですが、実は、これは第三者評価を受けたりするのに、実際にはちゃんと公的なところをお願いすると30万から40万ほどかかる、東京では以前聞いたときには全額都が補償するような、助成するような制度もあるみたいですが、ですからこれを推奨していただくには県の方からその辺も少し助成を出していただくようなことは検討できないだろうか、そういったことも含めて、今島村委員が言ったことも含めて検討していただけたらと思います。島村委員よろしいでしょうか。

島村委員

ありがとうございます。確かに第三者評価はお金がかかります。問題は評価調査の後ですね、継続性をどう担保するのかというときに、何回も何回も第三者評価を入れると大変なことになりますから、そうではなくて何かもう少し人と人とのふれあいを大事にしたような支援の仕方というか、モチベーションを上げる仕組みというのが何か一番続くような感じがしているんですね、だからそういうものを検討して欲しいなという意味でした。

ありがとうございます。

高良委員

県社協の高良です。私の方から資料1の5ページ地域生活支援事業の市町村事業になりますが、こちらの(4)成年後見制度利用支援事業についてです、平成28年度に成年後見制度の利用促進法が制定されています。これはなかなか制度が利用されにくいということもあって、この促進法が制定されたと思いますが、その中で市町村において利用促進のための計画の策定するものであったり、あるいは市町村におけるネットワークを図るための中核機関を設置することというのが定められているのですが、沖縄でもなかなか進んでいないという状況であると聞いております。この計画においても市町村事業であるということでも沖縄県としてどういう風な形で取り組んでいるのか、かかわりを持っているとか、実績値も少し出ていますが、その辺りも含めてお聞かせいただければと思います。

事務局

市町村事業の方については、成年後見制度以外のすべての事業について未実施の事業が多かったりする部分もあるので、様々な事業がある中でどれをとというのが順位付け出来ない部分もあってなかなか促進がうまくいっていない事業もありますので、全般的に実施が十分行き届くようにということで、促しているところでございます。成年後見制度の部分に関しては県の事業の部分とも連携しながら調整していけたらと思っているところです。

高良委員

市町村事業ということでなかなか難しいところはあるかと思いますが、県としての支援というのも重要なこととおもっておりますので、特にやはり権利擁護の部分ですので、地域移行を進めていく中では地域でそういう経験も体制も仕組みもきっちり作っていく必要があると思います。県としての支援策、次期計画の中でぜひ積極的な取組を位置づけていただければと思います。

以上です。

田中会長

はい、ありがとうございます。この成年後見制度自体、まだ啓発が少ないのかなというところもありますので、県の方はぜひその辺も含めてお願いしたいと思います。

仲本委員

仲本です。資料1の3ページ共同生活援助(GH)の利用者数が100名ほど令和2年度増えているのですが、その100名の内訳、入院していて退院してグループホームなのか、施設

入所からグループホームなのか、在宅からグループホームなのか、その内訳がわかっているならば教えて欲しいものと、あともう一つ先ほどあった市町村事業になりますが、資料の5ページの意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業の件数は右肩上がりでも周知もされて整備もされて伸びていくと思うのですが、下の設置事業、市町村の設置事業が3か年17と一緒なのはこの辺りの理由というのがわかれば教えて欲しいというこの2点お願いします。

事務局

小渡です。ご質問のグループホームの利用者の内訳については、こちらの利用者数の数字等は市町村から報告された数字の積み上げになっている部分もあって背景等については県では把握できていない状況となります。

市町村の方の意思疎通支援事業の手話通訳者設置事業の数字が増えていないという辺りの要因という部分につきましても、様々な要素はあるのかと思います。ただ通訳者の養成については年々実施して講座の回数を増やしたりとかやっているところではありまして、増えてはきているものの、なかなか設置の方、設置通訳者は市役所・役場等に配置をしてということになりますので、その辺りで市町村のニーズ等との関連もあるのか、またその辺りの伸びていない部分の見込みとしても17をそのまま維持するような形をとということであったのですが、その辺りも少し精査したいと思います。

仲本委員

ありがとうございました。市町村も言語条例とか進む中で県も手話の日とか設定している中でなかなか伸びないのはどうしてなのかということでも疑問があったのでお聞きしました。

岡野委員

沖福連の岡野です。よろしくお願ひします。一つは島村委員おっしゃっていた就労移行の件ですけれども、就労移行支援事業が現場の声として就労移行支援事業所が減っているということで減っている要因の一つとして就労移行支援事業サービスが事業者にとっても使いつらいというところがあるのかなと思いました。2年間しか利用できない、事業所を変えれば、また利用できるのか、理由を説明して伸ばせたりとかするのであれば、なかなか使いにくかったりとか、あとサービスを必要なときに切り替えられなかったりとか、使いにくさの問題もあるのかなと思いました。

あとは、定着率の方ですけれども、島村委員もおっしゃっていたように定着率という数字で見るのではなくて、利用者の満足度、そのサービスがどういう内容だったかとか中身で質とか、利用者がどう思っていたか、どう感じたかという満足度で、例えば定着はしなくても利用者が自分の人生の中でその期間がすごく大事な経験だったと思えるような時間であれ

ば、やはりそれはすごく良いことだと思うので、数字だけではなく、サービスを利用する人がどう感じているかということを知るような数字が出れば良いのではと思いました。

あとは、資料2の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで日本の精神医療は民間の病院がほとんどで、なかなか長期入院が減っていかないという問題になっていますけど精神医療の改革と一緒に、この福祉計画でやっていくことが実現できていければいいなという風に感じました。

以上です。

田中会長

はい、ありがとうございました。ご意見でよろしいですね。

よろしいですか、事務局、今のご意見と言うことでよろしくお願いします。

定刻の16時にまもなくなりますので、他にご質問等なければ、この辺りで質疑応答を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これで全ての議事が終了しました。この後、司会にお返しします。マイクあるいはカメラの都合でやりにくい部分があったかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

司会

皆様、本日はお忙しい中、いろいろ活発な意見交換をさせていただき、ありがとうございます。

先に説明のありましたスケジュール案にもありますとおり、次回協議会からは次期計画の内容について、貴重なご意見を拝聴する予定としております。

本日は以上をもちまして、本会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。